

北方領土問題対策協会分科会（第 10 回）議事録

- 1 . 日 時 : 平成 1 9 年 2 月 2 3 日 (金) 9 : 4 5 ~ 1 0 : 4 3
- 2 . 場 所 : 内閣府本府 5 階特別会議室
- 3 . 出席委員 : 飯田分科会長、上野分科会長代理、雨宮委員、
大森委員、小町谷委員
- 4 . 議事次第 :
 - (1) 開 会
 - (2) 平成 1 8 年度業務実績の評価基準について
 - (3) 各評価表について
 - (4) 今後の予定について
 - (5) 閉 会

○飯田委員長 それでは、ただいまより当分科会の第 10 回会合を開かせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

評価委員会令に定められた定足数の要件を満たしておりますので、今日の会合も有効に成立することを確認させていただきました。

お気付きのように、私どもの分科会はちょっとメンバーが変わりまして、お 2 人の委員に新しくこの分科会に加わっていただくということなので、御紹介を兼ねて事務局から説明させていただきます。

○山本参事官 今年の 1 月 9 日に、皆様御承知のとおり防衛省が設置されました。これによりまして、駐留軍等労働者労務管理機構の主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変わりましたので、同機構分科会が防衛省の所管へ移りまして、内閣府の独法評価委員会の構成がこれまでの 18 人から 14 人に減り、分科会は 5 分科会から 4 分科会というふうになりました。これに伴いまして、2 名の委員の方が防衛省に移られるとともに、当分科会を担当していただきました朝倉委員と出塚委員が御退任されました。

その御後任といたしまして、今回から大森委員と小町谷委員に当分科会を御担当していただくことになったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田委員長　よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議題であります。御承知のように、この分科会は１時間弱、10時45分までということで時間が設定されております。その後、評価委員会の本委員会に移っていただくということになります。ですので、大変時間が少ないのですが、本日の議題の主なものは、平成18年度業務実績に対する評価の基準についてです。お手元の資料で言いますと資料1の「各事業年度の業務の実績に関する評価基準」というものがございますけれども、この評価基準に従って18年度業務実績の評価も進めてよろしいかどうかを確認するというのが第1点です。

第2点は、お手元の資料で言うと資料2と3ですが、そこに総合評価表の案と、項目別評価表の案の2つがございます。具体的に18年度業務実績の評価に当たってこの評価表を用いて評価することによってよろしいかどうか。その辺をお諮りしたいと思います。

この2つの評価表案のうち、項目別評価表については昨年用いたものに若干変更が加えられておりますので、この変更点などを中心に事務局から説明をしていただいて、主にそれについて委員の皆さんで御審議をいただくというのが第2の点でございます。

そして、最後に事務局から今後の予定、特に来年度の予定について説明をしていただくことになります。

なお、いわゆる行革推進法等に基づいて行われてきた北対協の業務組織の見直し結果について、これは事務局から本委員会の方で後ほど説明があるということですので、この分科会では取り上げません。

以上のような議事の進め方でいきたいと思いますが、何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

異議はないということで、そのように取り扱わせていただきます。

早速ですが、資料１の評価基準について、これは昨年と内容的に変更がないので念のためというか、確認のために御意向を諮りたいと思いますが、この評価基準で評価を進めてよろしいかどうか。いかがでございましょうか。

では、御異議がないということでそのようにさせていただきます。

それでは、次に評価表の案の方ですが、これについては先ほど申しましたように項目別評価表については若干内容的に変更がございますので、まず事務局からその点などを説明していただきます。

○松川専門職 それでは評価表の方ですけれども、資料３の項目別評価表について説明をさせていただきます。

分科会長から説明がありましたとおり、総合評価表というものをもう一つ、資料２として配布しておりますけれども、こちらの方は評価基準と同じく、昨年から変更ございませんので、特段御異議はないと考えております。念のためお目通しをいただいて、御異議があれば後ほど承りたいと考えております。

本題の項目別評価表の方ですけれども、赤字で書かれている部分が昨年のものからの変更点ということになります。時間の関係もありますので、一つひとつの項目については説明を省かせていただいて、この赤字で書かれている昨年からの変更点を中心に説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、項目別評価表の１枚目からですけれども、このページで変わったこと、まず１つは赤字で書かれているとおり中期計画、そしてそれを受けた１８年度の年度計画、左から１つ目、２つ目の欄ということになりますけれども、一昨年の１２月２４日に「行政改革の重要方針」という閣議決定がなされました。

この中で、１８年度以降５年間で平成１７年度に対して５％以上人員削減を行いまして、更に国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むというようなことが言われております。これを受けまして、評価の中でもフォローアップする必要があるということで評価指標を

一つ立てました。役職員の給与水準見直しという評価指標に対して何を基準として評価していただくかと申しますと、給与水準は国家公務員の給与構造改革等を意識したものになっているかという問いになっております。給与水準自体は、既に本委員会等で委員の意見をお伺いした上で決めているものですので、それを直接適当かどうか聞いたような形にはなっていないところでございます。

また、昨年からの変更点といたしまして、一般管理費あるいは業務経費、両方について、指標の欄の上から2つ目と上から5つ目に削減手段と削減内容と書かれているものがございますけれども、昨年は評価項目に書かれている、例えば一般管理費のところだと事務マニュアルの充実・有効活用ですとか、あるいは電子媒体の円滑な活用によりペーパーレスを推進し、ですとか、そういう一つひとつのことについてすべて指標を立てていたんですけれども、今年は削減手段と削減内容ということで指標を統合させていただきました。若干細かにすぎるという意見がところどころからありまして、特段大きな実質的な変更にもならないと思いましたので、わかりやすさを重視するという意味で統合したとお考え下さい。

次に、おめくりいただいて2ページ目でございますけれども、こちらについては赤字で書かれています年度計画、つまり評価項目の欄を見ますと、(ア)から(エ)まで書かれています。が、(ウ)と(エ)の内容が変わっております。

(ウ)でございますが、去年、平成17年度業務実績の評価の折には、平成17年度が日魯通好条約の150年目に当たるということから150周年事業を下田で開催したことを評価したところですが、今年は懸垂幕の一斉掲出ということをして「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に統一行動として行いましたので、これを評価するということになっております。その効果を測るという意味で、内外への広報啓発の効果を聞くということでは、去年の事業とお聞きしている点に違いがないということでございます。

次に（エ）でございますけれども、これは評価指標のところを評価項目の書きぶりの変更を受けて単に直したというだけですが、去年は「効果的な情報提供」のところが「効率的・効果的な事業の実施」というような形になっていました。評価項目の方も「協会の得た情報の提供を行い、効率的・効果的な事業の実施」と去年は書かれていたものでございます。

次に３ページ目でございますけれども、評価項目の一番上のところを見ていただければと思います。なお以降が削除されるとともに、各会議について開催場所が変わったことから修正が行われております。また、評価指標につきましても、去年は事業の総括とその見直し内容と別々に指標が立てられていましたものを統合いたしまして、「事業の総括・見直し内容」という一つの指標にしております。

これに対してどういう基準で見ていくかということですが、18年度事業を総括した結果、見直すべき課題が見つかったかどうか。そして、その課題が見つかったことを受けて、見直しの方向、見直し内容は妥当であるかどうかというような基準を設けております。

なお、見直すべき課題が見つかったかどうかだけを基準として、見直し内容が妥当であるかどうかまで質問する必要があるのかどうかという点で内部でも意見が分かれておりまして、最終的には今の形に収めたところですが、この分科会の中でその点また御審議いただければと考えております。

また、最後に「その意見を反映させることにより」と赤字で追加されている部分がございますけれども、北方館ですとか別海の北方展望塔といった啓発施設に意見箱が設置されているんですが、これに入れた意見をきちんと反映させるということを改めて年度計画の中に追記し確認したという変更でございます。

次に、４ページ目でございます。まず評価項目の上の方でございますけれども、北方領土問題学生研究会というものが新たに設置されました。これに伴いまして、昨年の評価の際は報告書というものが研修

会やゼミナールへの参加者が作成したものしかなかったんですけれども、この学生研究会は成果物として報告書を作成していただくという事業になっておりますので、学生研究会報告書の内容と研修会・ゼミナール参加者からの報告書の活用ということで、報告書に関して去年は1つだけだった指標を2つに分割したということでございます。

学生研究会報告書の内容については、まさしく北対協の事業として内容を評価すべきものである一方、研修会あるいはゼミナール参加者からの報告書というものは、これを今後活用するということに意義が置かれるものであり、また参加者が書いたものですので、北対協の事業としてその内容を評価するものではないという意味で、2つの報告書には性質上違いがあります。

次に項目の下の方ですけれども、少し年度計画の方に追記がなされておりました、また評価基準の方も修正がなされております。

評価基準の修正ですけれども、上の方から申し上げますと、去年ですと「左記の会議は計画どおり設立されたか」という聞き方をしておりました。「計画どおり」とすると、中期計画だとか年度計画だとかいろいろありまして、どの計画を指しているのか、あるいはこれに関して特別に何か計画を設けているのか等、不明確なところがあったので、「予期していたとおり設立されたか」という聞き方に変えたものでございます。

また、下の方ですけれども、こちらは文言をすっきりさせただけでございまして、「去年既に設立された会議への支援状況及び内容は有益であったか」とあったものを、「支援状況及び内容は有益であったか」という一言にまとめただけの修正でございます。

次に、5ページ目です。評価基準の上の方から申し上げますと、昨年は「文部科学省や外務省との連携は適切に図られたか」と聞いているものを、「適切に」を削除したという修正でございます。「適切」という意味があいまいであり、削除しても実質的に意味は変わらないだろうと考えて、文言を簡単にしたものだとお考えいただければと思い

ます。

また、教育者会議全国会議という会議を開催しているんですけれども、これについて昨年の評価基準では、「教育者会議全国会議は予定どおり開催され、有意義な成果であったか」というふうに聞いていたんですけれども、この教育者会議全国会議は各都道府県に設置が進められております教育者会議同士の連携や情報の共有化を図ることによってシナジー効果を出していこうというのですが、その連携の成果というものは会議を開いただけでその年度内においてすぐに出るものかといいますと、そういう性質のものではありませんので、成果ではなくてその会議自体が「有意義な内容であったか」という基準に修正をいたしました。

また、協会ホームページに関する項目ですけれども、昨年上野先生から、北対協ホームページからのリンクだけではなくて、北対協ホームページへのリンクについても評価をした方が良いということを御指摘いただきまして、年度計画にその旨追加させるとともに、昨年初めて御指摘を踏まえて協会ホームページへのリンクの数を調べましたので、今年についてはそれが平成 17 年度末時点と比べて増加したかどうかという定量的な指標を新たに設けた次第でございます。

次に、6 ページ目でございます。ビザなし交流に関する評価項目ですけれども、昨年は専門家交流あるいは青少年による交流というものを特出しして記載していたんですが、それを変更いたしました。年度計画は「参加者がその経験を返還運動に寄与することを推進する」という文言に変わっていますので、「返還運動への寄与」という新たな指標を設けさせていただいたものです。

専門家交流については、同じページの下の方で 1 つ項目が立てられていますので、こちらの方で評価をするということになります。若干 17 年度から年度計画の記述が変わるとともに、直接関係したものではないんですけれども、評価指標、評価基準も変更しております。「教育専門家派遣の効果」で、「事業の内容・方法は効果的であったか」とい

う基準が今年新たに付け加えられましたけれども、これは日本語講師派遣の効果というものを同様に聞いていますので、教育専門家についても同じく効果を問う指標、基準を設けた。評価基準について、統一したということでございます。

次の7ページ目でございます。「日本語講師からの報告」という評価指標のところですが、報告書が今後の事業にとって効果的な実施につながる内容のものかというふうに聞いていた基準に「及び報告会は」という文言を加えて一つの文章にしたところです。

下の方は国際シンポジウムについてですけれども、17年度はその在り方、やり方を見直す総括の年だということで見直しをいたしました。17年度事業を評価した際には、その見直しの結果、東京会議の廃止ですとかパネリストの削減、あるいは今後はロシアとその他諸外国との間にささっている領土問題をケーススタディとして取り上げていくようなことをやっていこうという方針が決まったところですが、平成18年度においてはその見直しの方針のとおり開催をいたしましたので、「開催状況とその内容」あるいはその成果の「HPへの公表状況」ということを聞いております。

次のページですけれども、「署名活動への支援状況」という評価指標において、「署名収集数が減少している原因の分析を行ったか」ということを聞かせていただいております。こちらは、署名収集数が最近年々減少しているという状況にありまして、昨年度はそういったところを見てBという評価を付けていただきましたので、その原因の分析をまずは行いましたかということを聞くのが必要であろうと考えた次第でございます。

また、下の評価項目の方ですけれども、元島民等により構成される団体、千島連盟という団体ですが、そちらが実施する資料の作成に対する支援を行っております。17年度は、引揚げ状況を若い世代に伝えるような広報啓発のための資料を作成しておりまして、その意味で評価基準はそういう広報啓発に十分な刊行数があるかどうか、内容は適

切かどうかということを聞いておりましたけれども、今回、元島民等が北方四島に里帰りをするというような事業、これを自由訪問と呼んでおりますけれども、これが効率的に実施できるよう資料整備を行うという目的で、北方四島の居住地跡の地図、図面をつくるということで、そういった目的に合致した緻細な地図がつくられているかどうかを見ていただくことになると考えております。

次に、9ページ目です。今、申し上げました自由訪問ですね。実施した際にはその内容を整理しまして報告書を作成、提出いたしますので、それが今後の事業にとって効果的な実施につながるようなものかどうかということを追加して評価していただきます。

次に、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務、主に昨年の組織業務の見直しの対象になったところでございますけれども、まずは融資に関する内容の説明、相談会の実施状況について予定どおり開催されて、昨年度の実績と比べて十分な人数が参加したかということについて、昨年度の実績という具体的な基準を追記させていただいたところでは。

また、この融資業務については関係の金融機関と連携を取ることで円滑に行っておりますけれども、そういった金融機関との連携状況、またはその連携を深めるための担当者同士の会議を開催しておりますが、去年は連携強化に向けた取組というのは一般的に何をしているかという指標であったものを、より具体的に、会議の開催及びその内容はどうかという聞き方に修正をしたところでございます。

10ページ目ですけれども、平成8年度に旧漁業権者法と呼んでおります法律が改正されたことによって、そもそも低利融資を受けられる資格者であった元島民の方ですとか、あるいは北方四島における漁業権をお持ちであった方から、その子や孫が資格を受け継いで融資を受けられるようにするというような制度変更がございました。これを生前承継制度というふうに呼んでおりますけれども、これについて現在その周知を図って、この制度の利用を促すということを目標に定めて

おります。

この生前承継実績について昨年、雨宮委員の方から、ただ単にどんどん増えればいいというだけの話でなくて、数の増えた減っただけで単純に評価するのはいかなものかという御指摘がございました。これを協会の方と相談をしまして評価基準としてこのとおり潜在的な法対象者数などもふまえて、妥当な程度に承継が行われているかを評価いただくような基準にしてはどうかということを提案させていただきます。

また、リスク管理債権額について、これは中期計画もずいぶんと変わっておりまして、昨年の春に中期計画を改正いたしまして、全体のリスク管理債権額と貸付資金の一部である更生・生活のために貸し付けている資金におけるリスク管理債権額の2つについて削減のための定量的な指標を立てて目標とするということを行いました。

この変更を受けて評価基準の方も修正をしております、貸付事業全体におけるリスク管理債権額については17年度末残高以下であるかどうかということの評価基準としております。

AとDだけにすると、少しの違いで大変満足であるという評価から全くだめだという評価まで転がってしまいますので、AとB、CとDというふうに分けて、AかBか、CかDかについては御議論の中で決めることができればと考えた次第です。

また、更生資金、生活資金についてのリスク管理債権額の状況ですけれども、これにつきましては平成17年度末残高に対して、18年度においては5%以上縮減するという目標が立てられておりますので、それに従ってAからDまで評価基準を設けさせていただいた次第です。

また、このページにおいては、昨年は生前承継できるかどうかということに関する審査はきちんと行っているかどうかですとか、あるいは貸付事業における貸付の利率だとか、そういうことも評価指標に載せていたんですけれども、いずれも計画にそもそも掲載されていないことであったり、あるいは業務報告書に記載をされている事項のため、

既にそれを設定する際には委員に御意見を伺っているといたりするものであるということを踏まえて、幾つか評価指標から削除したものがございます。

次に、11 ページでございます。こちらは書きぶりの変更だけですが、**「融資先の状況」**という指標でして、**「融資先では援護措置の趣旨に適った効果が出ているか」**という聞き方をしておりますけれども、きちんと資金の活用がなされているのかどうか。貸せば貸しっ放しということではなくて、貸した後にきちんとそのお金が有効活用されて、生活や、あるいは事業の安定化の役に立っているかどうかを協会としてどう見ているかということを聞きたいということでございます。

次に、12 ページです。こちらで去年からの変更点は最後ですが、**「人員の配置」**ということで昨年はスタッフ制が導入されたすぐ後でしたので、スタッフ制の弊害が出ていないかですとか、そういうことを聞いておりましたが、既にそういった辺りのことは昨年評価の中で良いという結果をいただいておりますので、職員の適性を踏まえているか、導入されて問題がないとされているスタッフ制が今も機能的に用いられているかどうかということを、評価基準として一つにまとめた次第でございます。

以上で、去年からの変更点についてはすべて御説明をさせていただいたところです。初めてこの分科会に参加いただいた先生方もいらっしゃるし、北対協の事業あるいは内容について若干わかりにくいところもあるかと思いますが、その辺りのことも含めて御質問いただければ答えさせていただきたいと思います。

○**飯田委員長**　そういうことでございます。かなりきめ細かくというか、非常に手直しというか、追加事項が随所にありますけれども、委員の皆様の方からこれについて何か御質問なり御意見がございましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

○**小町谷委員**　委員が初めてなものですからよくわからないところが

あるのですが、４ページ目の（ア）のところで、北方領土問題青少年教育指導者研修会というものと、（イ）の北方領土問題教育者会議というのはどのような関係にあって、やっている内容はどう違うのかということと、その下にあります北方領土問題学生研究会というものが設置されるそうなのですが、これは具体的にはどのような主催の仕方をして、学生さんが主体的にやるものなのか、どのような形の開催をされるのかということをお教えいただきたいと思います。

○松川専門職 業務の具体的な内容ですので、できれば北対協の方から御説明いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○井上理事長 今回の御質問の第１点は、（ア）の教育指導者研修会と下の教育者会議の違いということですね。いろいろあってわかりにくい名前が多いのですが、上の（ア）の方にあります指導者研修会というのは１回限りの研修会で、年に１回根室で全国の都道府県と政令指定都市から中学校の先生を中心として集まってもらって、そこで約１日の研修会をやっています。

（イ）の方の教育者会議といいますのは、今の研修を受けた先生たちとか、あるいはビザなし交流という事業があって四島へ渡ってもらったりしていますが、そういう先生たちが各県で横の連絡を取って、その成果をより学校教育の中に生かしていく方法はどうか。具体的な教材などをどう作ればいいのかということをお各県単位で、先生たち主体でつくってもらって進めているものです。

両者はそういう意味で全く違いますけれども、経過から言いますと上の研修会ないしは先生たちに四島に行ってもらおうという行事、そうした事業をやる中で、そこに参加された先生たちが何か取り組まなければいけないという機運が出てきたものを捉えて、各県にあります県民会議と北対協とが連動してそういう先生たちの動きを後ろからサポートしたという経過があります。

それから学生研究会の方ですけども、これも発想は今の教育者会議と似ているのですが、大学生が一つの啓発対象かなという考えは数

年前から持っておりまして、最初にやりましたのはここに書いてあります北方領土ゼミナールというものでありますが、これも先生と同じように三十数人の大学生を根室に集めて、ゼミナールをやってきました。そこに参加した学生たちが、もっと横の連絡を取って継続的に活動できる方法はないかというような発想が出てきたものですから、これも過去数回の参加者たちと適宜連絡を取りながら、彼らが中心となって研究会という取組をすることをサポートした。

そういう意味で、去年9月に第1回を開きましたけれども、25、26人だったと思いますが、2日間の合宿をやって彼ら自身で非常にいい取組をしていると思います。3月になってから第2回目をやって、9月以降の活動の成果を取りまとめたり、そんな活動をしております。

○飯田委員長 よろしいでしょうか。そのほかに何かございますか。

○大森委員 協会は一応御説明の評価基準に即して自己評価できるんですか。例えば、研修により能力が向上したかというのはどうやって測るんですか。この評価基準で自己評価されるわけだから、できるとお考えになっていきますか。ちょっと怪しい項目が幾つか見当たるんだけれども、大丈夫でしょうか。

○井上理事長 その評価をどうやって実績として表すかということは工夫の必要のあるところが幾つかあると思いますが、その前に幾つか意見を今、述べるという御趣旨も入っているとすれば合わせてお話をしたいと思います。

1つは評価項目、評価指標の細かさなんですが、これは実質16年から始まって3回目ということになりますが、だんだん細分化するという傾向が1つありました。特に去年は非常に細分化していました。その反省が今回少し出ていて、まとめるものはまとめる、あるいは目的的に整理するということで、内閣府の方との対話の中でそういう結果が出ていると思います。

ただ、私の感じでいけば、まだちょっと細か過ぎるかなと。細かく分けることはきめ細かに見られるということではありますけれども、

部分、部分の目的を達成することが全体としての目的に合致するかどうか。必ずしもそうでないものがあるということも考えながら、もう少しくくりをしていった方が今後はいいのではないか。今回、18年のものについてはいろいろな議論をした後ですので、大体この案に沿って今日御承諾いただければやるべきものだという理解をしております。

ただ、1点だけ、ここでお話をしておきたいことが貸付事業の関係でありますので、今の話とも関係することですが、ここで御説明させていただいてよろしいですか。

○飯田委員長 どうぞ。

○長尾専務 長尾でございます。札幌事務所にありますけれども、貸付を主に担当しております。

今、理事長から話がありましたように、貸付事業の10ページの下の方のリスク管理債権の関係でございますが、リスク管理債権の状況で、評価基準の方で17年度末残高以下、以上というくくりでA BとC Dとなつてございます。先ほど、この内容についてはいろいろ検討する必要があるという話でしたが、実はリスク管理債権というものにつきましてはいろいろな内容がございまして、今の基準でいきますと以上、以下でBからCに転落するとか、マルバツ方式みたいな格好の評価基準になってございますが、リスク管理債権の中で分類がさまざまございます。

一つの例として申し上げますと、リスク管理債権として貸付条件を緩和するような債権もございます。これは必ずしも債権の質が悪いというのではなくて、条件を緩和したものです。これは経営ですので、そのときによって若干状況が変わってまいりますので、債権の回収とか、貸付金をスムーズに返してもらうことができるような条件の緩和、これが条件の緩和でございまして、そういうものについても一応分類上はリスク管理債権という中に入っております。

そういう意味では、リスク管理債権の中身というものも内容によってかなり異なるものがあるという面がございまして、それを一律に以

上、以下だけで評価をするというのはいろいろな面で難しい問題があるかなと。前の17年度の評価基準では、ある程度その中身をいろいろ検討して、その中で協議をして評価をしていただくということになっておりましたので、できればそういう視点を考慮していただくことが必要ではないかと考えております。

もう一点、今はリスク管理債権で北対協の場合は17年度は2.2%ということで年々削減してきてございますが、御承知のとおりリスク管理債権については際限なく落ちていくというものではございませんで、どういう努力を払っても場合によっては上がることもございますし、下がるにしても限度がある。

現時点でほかの金融機関の水準との関連で申し上げますと、例えばほかの公庫等々の水準と比べても相当リスク管理債権というものは低くなってございますし、公表されている市中銀行とのリスク管理債権との関係でも決して劣らない水準になっている。そのようなことも考慮しながら評価をしていただかないと、だんだん将来の目標達成に向かって難しさが出てくるのかなと。特に次期中期目標などにおいてそういう面も考慮した御検討をしていただければというのが私たちの意見でございます。

○飯田委員長 以前は、債権の条件とか内容についても考慮に入れて評価をしていたということだったんですが、それは北対協の方でされているわけで、我々評価委員会の方ではそこまで立ち入ってこれまで評価をやっていなかったですね。新しい試みというか、数量的なものが出てきたということなので非常に難しいところですけども、今おっしゃった意味は大変よくわかります。

○井上理事長 円滑な回収を実現しようとするとも評価が悪くなるということが出てくる可能性があるわけですね。そういうようなことはちょっとまずいんじゃないだろうか。

○飯田委員長 いかがでしょうか。それについて何かほかに御意見はございますか。これはまた検討をさせていただきたいと思いますが、

とりあえずこれで今、進めているということでやっていますので、何かほかにございますか。

今のお話にも関連するんですけれども、評価基準とか評価指標を見ると、非常に評価の仕方は難しいんだなということがよくわかるんです。相当無理をなさって評価基準を定めておられるところがたくさんあります。

例えば8ページの頭の署名のところで、署名数が減少していることの原因の分析を行ったか。これは、減少しているんだからやるのは当たり前ですね。これをこういう評価基準で問い掛けるということは、それでは分析を行いませんでしたと言ったらバツで、行いましたと言ったらマルになるのかと言うと、これもちょっと奇妙だと思うんですけれども。

○井上理事長　ここはちょっと誤解が生じやすいのは、署名活動への支援というのはあくまでも千島連盟という元島民による組織団体がやっている署名活動に関する支援なんです。

ところが、署名自体は千島連盟だけではなくていろいろな団体がやっているわけです。千島連盟は其中で言い出しっぺというか、やり出しっぺだったものですから、ほかの団体が集めたものを千島連盟のところに一回集める。それで国会へ提出するという手順を取っているんです。うちがやっているのは、千島連盟の署名活動及びほかの団体がやったものを集める活動に対する支援をやっているわけですし、署名活動全体について北対協が何らかの責任を持てるというか、コントロールできるという立場にはないんです。したがって、減っているからムチをどこかに入れろと言われても困る性格のものなんですね。

そういうことですので、いわばそういう立場から減っていることについてどういう原因があって、どう対処すべきなのかということは千島連盟と手を携えて対処すべき問題かという理解でありますので、こういう基準を出していただければそれなりのことをやらなければ… …。

なくてもやらなければいかんかと思っていますけれども、やること

にしたいというのが現在の考えです。

○飯田委員長 減少の原因解明に資するような分析が行われるかどうかとか、そういうことなんでしょうか。

○井上理事長 基本的には対処だと思うんです。今後どうするか。昭和 40 年から始まって既に 40 年以上やっているわけです。数字なものですから、例えばロシアから見たときに今まで 100 万を超えていたのが 50 万になった。これは日本国民のこの問題に対する熱意の衰えであるというように理解されると、私は大変困るんだろうと思うんです。

そういう意味で、かなり大きな数字の減が起きているわけですが、それをどう理解するのか。もし今みたいな誤ったメッセージとして出てしまうのであれば、署名活動自体をどう位置付け直すのかとか、そういう問題もあるだろうと思います。その辺は、先ほどのいかに署名数を集めるかという問題とは違って、北対協としても関わっていかなければいけない問題かと思っています。

○飯田委員長 それからもう一つ、例えば 3 ページ目の県民会議について、「18 年度事業を総括した結果見直すべき課題は見つかったか」とあるんですけれども、その後に「見直し内容は妥当であるか」というのはどういう意味ですか。つまり、妥当でない見直しもあるという前提に立っておっしゃっているわけですか。

○松川専門職 そうですね。その内容についてはいつも評価の中で行っているとおり、実績という欄の中で説明をしていただくということになるかと思いますが、分科会の中で御議論いただくに当たっては、事業を総括した結果、その見直すべき事項が見つかったかどうかという点だけで A から D までを判断するのではなくて、その見つかった結果を今後北対協がどう改善しようとお考えかという内容まで踏み込んで評価をしていただきたいということから書かせております。

○飯田委員長 この「県民会議の総括」問題について、北対協の方は評価指標のこうした表現で妥当とお考えなのですか。

○井上理事長 ちょっと意見の調整が済んでいないところです。この

会議自体は、全国 47 都道府県の県民会議との連携というものが北対協の活動の中心の一つですので、いわば連携のために年 2 回、一堂に会して意思疎通を図るとというのがこの会議の最大の目的です。したがって、その中で課題が見つかったかとか問われると、本当を言うとなかなか困ったものだなど。

むしろ北対協の方で課題を整理しておいてそこへ提案して、そこでどれだけ通るかというのが一番基本ですし、不満があるのであればその意見がうまく吸収できるような耳をきちんと持っているかというのがこの会議の実態ですので、字面からいって、あるいは説明からいって「総括・見直し」と書いてありますので、見つかったのであれば出てくるんだと思いますが、実態はちょっと離れているかなという感じがいたします。

○大森委員 これは、評価項目と評価指標の間で、評価項目は招集すると言っているわけですね。きちんとこの会が招集されて、会が滞りなく行われたかというのが評価指標でなければおかしいので、頭から「事業の総括・見直し」というのはちょっと……。

だから、評価項目と評価指標の間に何かないと、指標や基準の中へ不思議に問題みたいなものを書いてしまっている。

○井上理事長 これがさっきの評価指標をどれぐらい細分化するか、細分化することが適当なのかというところとも絡んでくるのかと思います。

○大森委員 上の方は「会議は予定どおり行われたか」で、どうして「事業の総括・見直し内容」というのが入ってくるんですか。

○松川専門職 評価指標や基準を立てるときに考えますのは、項目、つまり年度計画に何が書いてあるかです。予定どおりできたかどうか、あるいは考えているとおりやったかどうかということが度々計画に出てきます。今まで政策評価あるいは独法評価関係の議論を聞いていますと、予定どおりやるというのは最低限というか、予定どおりやることは当然であって、できれば予定どおりやった上で、その効果といい

ますか、その内容は自分たちとしてどう評価できるかというところまで踏み込んでみるべきだと考えたというのが理由でございます。

確かにこの会議を開催して、その中身、その会議の趣旨が総括あるいは見直しの内容ということに主眼が置かれているものではないということであれば、指標と基準を変えるということは必要かと思えますけれども、会議を開催すること自体が目的ではないとすれば、何のために開催をして、その会議の目的は達成されているのかどうかというところを事務局としては是非指標として置きたいということでございます。

○大森委員 それならば、この評価指標の中に会議の目的は達成したかと書くべきで、そして評価基準の方はA B C Dに分かれるならばそれを達成度に応じて達成しているか、しないかで評価すべきなのではないか。

○松川専門職 項目のところに「総括・見直し、課題等を協議するため」と書かれていましたので、それを抜き出したということなんですけれども、一般的にその目的を達成し得たかという聞き方が妥当だということであれば、そのとおりに修正したいと思えます。

○飯田委員長 要するに、従来どおりということですね。わかりました。ほかに何かございますか。

なければ、時間が非常に切迫してしまっているので、申し訳ございませんが……。

○大森委員 くだいようですけれども、協会の方で、ちゃんとこの項目で、この評価指標で評価できると言ってくだされれば今日はこれでいいです。できないようなものをここで決めるわけにはいかない。

○井上理事長 それでは、先ほど言いましたリスク管理債権のところ、それから今のところについて、今、大森委員から御示唆のあったような目的が果たせたかという感じで一般化していただいたら非常に助かると思えます。

後については若干の問題はありますけれども、これでできると申し

上げたいと思います。

○大森委員 それでは、結構です。

○飯田委員長 それでは、決定に移りたいと思いますが、この2つの評価表案に従って18年度実績の評価を行うということによろしいでしょうか。御異議ございませんか。

なければ、そのようにさせていただきます。若干、今の手直しの部分などについては事務局と相談して、分科会長として一度考えさせていただきますのでよろしくお願いします。

では、最後に事務局から、分科会の来年度の予定などについて御説明をお願いしたいと思います。

○山本参事官 資料6をごらんいただきますと、「今後の予定について」というものがございます。

一番上の2月23日、この後、階を移動していただきまして評価委員会がございまして、そちらで先ほどお話のありました資料5の北対協の見直しの話、それから長期借入金の償還計画についてお諮りをさせていただきます。

その後、4月から資料5の見直し案に基づく次期中期目標及び中期計画の内容に関する内部検討を行いまして、7月ごろに計画案の作成をしていくわけですが、今回が第10回の分科会でございますけれども、7月に第11回の分科会をお願いできればと思っております。その際には、業務実績及び財務諸表について北対協から報告いただき、また次期中期目標案の作成について諮りたいと思っております。

また、8月に予算要求があるわけですが、その前に第12回の分科会を開催し、そこで18年度の実績評価の決定をお願いできたらと思っております。

米印のところに書いてございますのは、北対協の現行の中期目標期間というのは19年度をもって終了するものですから、本来ですと本年度に中期目標に係る業務の実績について仮評価を行うということになるんですけれども、「行政改革の重要方針」等に基づきまして、18年度

中にその組織・業務の見直しを前倒しで実施し、独立行政法人通則法第34条の評価、35条の検討の一部を行ったということになりましたので、今年度行うべき評価は32条にあります各事業年度に係る業務の実績に関する評価のみという形になっております。

なお、18年度と19年度中の実績を含めた中期目標期間全体の実績評価、これは20年度に行うということで、ちょっと変則的でございますが、そのようになっているということでございます。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長　ありがとうございました。それでは、大体終わりました。何かほかに委員の皆さんの方で御意見なりがございましたらどうぞ。

なければ、本日の予定は一応これで終わりにいたしまして、この後、3階の特別会議室へ移っていただいて本委員会の方に御出席いただければと思います。どうも御苦勞様でした。